

「愛国心」考

——教育基本法「改正」の問題点を中心に——

佐藤潤一

“Revision” of the Fundamental Law of Education of the Liberal Democratic Party of Japan from the perspective of *patriotism* and *nationalism*.

SATOH Jun'ichi

Abstract

This paper considers the “Amendments to this Constitution” (Article 96-I of the Constitution of Japan) and “amendments” (revisions) to the Fundamental Law of Education from the perspective of *patriotism* and *nationalism*.

This paper discusses the following:

1. The “Revision to the Fundamental Law of Education” of the Liberal Democratic Party is an outcome of distorted patriotism.
2. As a matter of course, the “Revision to the Fundamental Law of Education” shares basic recognition with the “Draft for a New Constitution” proposed by the Liberal Democratic Party.
3. The “Revision to the Fundamental Law of Education” and “The Imperial Rescript on Education” both shares the same nationalistic ideology.

Keywords

patriotism, nationalism, Fundamental Law of Education, Constitution of Japan
愛国心, 愛国主義, ナショナリズム, 教育基本法, 憲法

問題の所在

衆参両議院に置かれた「憲法調査会」の報告書が出されたあたりから、憲法改正の主張が与党側から従来にも増して活発に行われ、さらに、いま、教育基本法の「改正」が主張されている。単に主張されているだけでなく、実際に国会での審議が継続しており、教育基本法「改正」を審議した中央教育審議会の「中間報告」（2002年11月）のころから、す

で多くの批判的論考が出されている¹⁾。

本稿は、教育基本法の「改正」について、逐条的な批判を意図するものではない²⁾。近時の教育基本法「改正」案と、日本国憲法「改正」案が、いずれも「愛国心」に関して、ある「意図」を持っているのではないかと、との疑問について考察しようとするものである。

考察にあたって、まず、いわゆる「中間報告」(2002年11月14日の中央教育審議会が出したもの)以降の流れを踏まえることからはじめ(1)³⁾、憲法改正議論との関係を意識しつつ(2)、制定過程においてみられた問題点と教育勅語との関連性に焦点を当てる。2006年9月21日に東京地方裁判所で下された判決についても、若干の考察を行う(3)。

筆者は、本稿を、憲法「改正」案や教育基本法「改正」案にみられる、いわゆる「愛国心」意識の問題点を分析する一つの端緒としたいと考えている。

「愛国心」は一般にpatriotismの訳語である。もっとも、通常の国語辞書的な説明は、社会科学的視点からは厳密に言えば不十分である。すこし古いが簡潔にこの点を示すものとして、政治学辞典の説明を見てみよう。

「自己の所属する国家を愛する心。自分の育った郷土を愛する心に根ざす愛国心(patriotismの原義)は、必ずしも国家形態や政治体制に関心をもたない。民族の一体性に根ざす愛国心(ナショナリズム)は、植民地化に反対し、民族文化の純粋さを強調する。また、権力組織としての国家を愛する愛国心(国家主義)は、国家の栄光や尊厳にひかれる。国家の多層性と人間の自己愛の在り方の多様さがからみあって、様々なタイプが生まれる。他国への配慮に欠けた独善的な愛国心は、ショヴィニズムとも呼ばれる」⁴⁾。ショ

-
- 1) 多くの論考があるが、代表的なものを順不同で挙げておく。西原博史『学校が「愛国心」を教えるとき—基本的人権からみた国旗・国歌と教育基本法改正—』(日本評論社, 2003年), 教育科学研究会/田沼朗・野々垣務・三上昭彦編『いま、なぜ教育基本法の改正か』(国土社, 2003年), 佐貫浩『教育基本法「改正」に抗して—教育の自由と公共性—』(花伝社, 2006年), 日本教育法学会年報第35号『教育基本法改正の動向』(有斐閣, 2006年), 辻井喬・藤田英典・喜多明人編『なぜ変える? 教育基本法』(岩波書店, 2006年), 永井憲一編著『憲法と教育人権』(日本評論社, 2006年)など。
 - 2) すでに、成嶋隆「『教育基本法案』逐条批判」辻井他編註1前掲書(『なぜ変える? 教育基本法』)所収(同書221~238頁)が、詳細な批判的検討を行っている。
 - 3) 当然ながら、教育基本法「改正」の動きは、故小渕恵三首相の私的諮問機関である教育改革国民会議が2000年12月に出した報告の中で教育基本法改正の必要を提唱したことがその端緒であるが、まがりなりにも正式な政府与党の「提案」として出され、現在も国会で審議されている、教育基本法「改正」案は、中央教育審議会(以下適宜「中教審」と略す)2002年11月の「中間報告」の内容を踏まえているので、本稿においては、「中間報告」以後を扱うこととした。
 - 4) 阿部斉・内田満編『現代政治学小事典』(有斐閣, 1978年)「愛国心」の項。

ヴィニズムは「イギリスのjingoismやアメリカのspread-eagleismなどと並んで、盲目的な愛国心、対外的強行主義を表すフランスの言葉」⁵⁾であるが、留意すべきは「民族自決を追及する民族主義、国際政治の場で民族国家の利益を強引に追求する国家主義、国際主義や超国家主義を敵視する自国中心主義、植民地人民の独立運動、第三世界の諸国の経済的自己主張、少数民族の自治運動・独立運動など、ナショナリズムの発現形態は時代と状況により実に様々であること」⁶⁾である。以上のように、本稿は、自民党の提唱する教育基本法「改正」案や憲法「改正」案（自民党は、その主張を表すかのように「新憲法草案」と名づけているが）が明示的あるいは暗黙のうちに前提している「愛国心」を検討することを、中心的課題とするものである。

1. 教育基本法「改正」にいたる直接的な潮流

(1) 中教審の主張

2002年11月14日、当時の遠山敦子文部科学大臣の諮問を受けた、「教育法令の根本である教育基本法の新しい時代にふさわしい在り方について、総合的に検討」していた中央教育審議会、いわゆる中教審が、「中間報告」を出している⁷⁾。同「中間報告」は、その第2章で、「教育基本法見直しの視点」として、次の諸点を挙げている。すなわち、①国民から信頼される学校教育の確立、②「知」の世紀をリードする大学改革の推進、③家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・協力の推進、④「公」に関する国民共通の規範の再構築、⑤生涯学習社会の実現、⑥教育振興教育基本計画の策定、の6点である。①については、さらに「一人一人の個性に応じてその能力を最大限に伸ばす視点」「豊かな心と健やかな心をはぐくむ視点」「グローバル化、情報化、地球環境、男女共同参画など時代や社会への対応の視点」が挙げられ、また④については、「『公』に主体的に参画する意識や態度の涵養の視点」、「日本人のアイデンティティ（伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心）の視点、国際性の視点」が挙げられている。一瞥しただけでも、④の細目が

5) 阿部・内田編註4前掲『現代政治学小事典』「ショヴィニズム」の項。

6) 阿部・内田編註4前掲『現代政治学小事典』「ナショナリズム」の項。

7) 中央教育審議会の答申はすべて文部科学省（以下適宜「文科省」と略す）のサイト<<http://www.mext.go.jp/>>内で公開されている。「中間報告」については、<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/021102.htm>でその概要を、<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/021101.htm>でその本文を見ることができる。なお、以下本稿で言及するURLは、2006年10月28日時点で確認したものである。

唐突な印象を持っていることがうかがえる。さらに、現行教育基本法の第1条および第2条に注釈する形で「現行法の基本理念に加え、以下を規定すべきとの意見がある」として、「個人の自己実現と個性・能力の伸長、創造性の涵養」「感性、自然や環境との関わり」「社会の形成に主体的に参画する『公共』の精神、道徳心、自律心」「日本人としてのアイデンティティ（伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心）と、国際性（国際社会の一員としての意識）」「生涯学習の理念」「時代や社会の変化に対応した教育」「職業生活との関連の明確化」が挙げられている。このような点は、翌2003年3月20日に出された最終答申でもほとんど変化していない。すなわち、同答申の第2章では、「教育基本法に規定されるべき理念」として、「教育基本法は、『教育の目的』として、(i)教育は、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、心身ともに健康な国民の育成を期して行うこと、(ii)このような平和的な国家及び社会の形成者として、『真理と正義』、『個人の価値』、『勤労と責任』、『自主的精神』の徳目が求められ」ていることは適切であって、今後も引き続き規定されることが適切であるが、これに加えて「個人の自己実現と個性・能力、創造性の涵養」「感性、自然や環境とのかかわりの重視」「社会の形成に主体的に参画する「公共」の精神、道徳心、自律心の涵養」「日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養」「生涯学習の理念」「時代や社会の変化への対応」「職業生活との関連の明確化」「男女共同参画社会への寄与」について、その趣旨を前文または条文にわかりやすく規定することが必要であるとする⁸⁾。

これら中間報告と答申に共通する「重点」として、「能力主義」と「愛国主義」があると指摘されている⁹⁾。中間報告の「見直しの視点」①に挙げられた「一人一人の個性に応じてその能力を最大限に伸ばす視点」は、あくまで「能力を伸ばす」のであって「個性を伸ばす」ものとはされていない¹⁰⁾。この点は、学習指導要領の改訂による、いわゆる「ゆとり教育」を結果的に引き出したのと同様の思考を示すものであり、現行教育基本法の下で、政府が継続的に行ってきた政策を示しているに過ぎないということができよう¹¹⁾。

8) 答申の目次は<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/030301.htm>にあり、第2章は<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/030301c.htm>で見ることができる。

9) 西原博史註1前掲書（『学校が「愛国心」を教えるとき』）第4章（特に113以下）を参照。

10) 西原註1前掲書114頁。

11) 西原註1前掲書115～120頁。同書は、中間報告や答申で非難対象とされている「画一的な教育」や「結果主義」は、むしろ文部省・文科省の指導の方針であったこと（同書116頁）、そして「画一主義」からの脱却は説くが、「中間報告」の「理念」において「一人一人が自ら努力」することの重要性のみが強調されており、当初はさらにそれが「自己責任」と関連付けられて説明されていたことを指摘して、「能力主義」が「競争主義」につながるものであり（同書117頁）、「『努力』が強調される時、そのことは、脱落する者に対して努

本稿は、むしろ上記に言う「愛国主義」の側面に焦点を当てて、その問題点を考察してみたい。すでに引用したように、「中間報告」の「視点」では、「①国民から信頼される学校教育の確立」の内実として「豊かな心と健やかな心をはぐくむ視点」を挙げ、「④『公』に関する国民共通の規範の再構築」の内実として「『公』に主体的に参画する意識や態度の涵養の視点」、「日本人のアイデンティティ（伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心）の視点、国際性の視点」が挙げられている。そして「答申」において、あらたに教育基本法に盛り込まれるべき理念として「感性、自然や環境とのかかわりの重視」「社会の形成に主体的に参画する「公共」の精神、道徳心、自律心の涵養」「日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養」が挙げられているのである。

ここに共通するのは、「問題の所在」で指摘したような「愛国心」概念の複雑さに対する無警戒な態度であり、むしろその意図的な混同が見られることである。そしてこのような政府の態度は、1999年の、「国旗及び国歌に関する法律」（いわゆる「国旗・国歌法」）とあからさまな連続性を持っている¹²⁾。そこで節をあらためて検討する。

（2）国旗・国歌法

1948年には早くも制定されていた「国民の祝日に関する法律」は、第1条で、「自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを『国民の祝日』と名づける」と規定する。ここにひっそりと入り込んでいる「美しい風習」という文言は、一見何の問題もないように思われよう。けれども、現在進行形の教育基本法「改正」および憲法「改正」に関する現実政治の動向を考えると、この「美しい風習」が、2006年現在内閣総理大臣である安倍晋三氏の「美しい国日本」という主張と通底しているものと理解することも許されよう。

1999年に制定された「国旗及び国歌に関する法律」は、単に国旗が日の丸であり、国歌が君が代であると定めているだけで、どこにも義務規定はない。しかし、同法に関して、政府が行った答弁は、現在東京都などで行われている事態と全く相容れないものであり、繰り返し表明されているものであっても、それらが詭弁に過ぎないことが明らかなものであった。

いくつかの例を見てみよう。「児童生徒が例えば国歌を歌わないということのみを理由

、力不足の非難を向ける道を作ってしまうことになる」（同書118頁）という。教育基本法「改正」に対する批判的な視点として重要な指摘であるが、本稿は、「愛国心」教育に重点を置いて考察するものであるため、この点については以上の指摘を引用するにとどめたい。

12) 西原、註1前掲書122頁以下もこの点を指摘する。

に致しまして不利益な取り扱いをするなどと言うことは、一般的に申しますが、大変不適切なこと…」¹³⁾ といい、「従いまして、今ご指摘のように、起立をしなかった、あるいは歌わなかったといったような児童生徒がいた場合に、(中略)単に従わなかった、あるいは単に起立しなかった、あるいは歌わなかったといったようなことのみをもって、何らかの不利益をこうむるようなことが学校内で行われたり、あるいは児童生徒に心理的な強制力が働くような方法でその後の指導等が行われるというようなことはあってはならないことと私ども思っているわけでございます」¹⁴⁾とも答えている。さらに具体的に次のような答弁も行われている。

「当該児童が憲法の思想、良心の自由ということ意識してそういった(歌わない、起立しない)行為を行うということは当然あるかと思えます。従いまして、あくまでも強制にわたらないということが肝要でございまして、先ほど申し上げましたように、事後に精神的苦痛を伴うような指導を行うとか、あるいは他の児童生徒に対して個別具体的名前を挙げながら適切でないというような、そういう教育的に見ても適切でないような指導を行い、それが児童生徒に心理的な強制を与えると言ったようなことであれば、これは許されないものと考えています」¹⁵⁾。

なによりも重要なのは野中広務官房長官が「これからもこの法律を盾にして強制的に無味乾燥な議論に入っていくのじゃなく、教育の中で正確に、日の丸の歴史とそして君が代が生み出されてきた歴史、また一時期これがゆがめられて使われた事実、そういうものをきちっと教えることによって学校現場の教育が生かされ、それが民族のアイデンティティとなって国際的な人間として我が国の国民が育っていくように私どもは努力していかねばならないし、またこの席で私は文部大臣にも要請をしておきたいわけです」¹⁶⁾と述べていることである。上の下線部には、現在の教育基本法「改正」案に通底する考えが現れているといえる。

有馬文部大臣は、かなり「玉虫色」の答弁を行っている。次の三つの答弁をよく読むと、実は最終的に職務命令で国旗掲揚、国歌斉唱を命ずることがあり得ると述べているのである。

①「教育公務員として、あるいは教員として、地方公務員としての制約はございますね。……その制約と、ご自分の、教員一人一人が持っている内心の自由、今その両方の関係をご質問だと思うけど、どの人が仮に内心の自由で何かをしたくなかったときに、その人が

13) 有馬文部大臣の1999年7月21日内閣委員会文教委員会における答弁。

14) 御手洗政府委員の1999年7月21日内閣委員会文教委員会における答弁。

15) 同前。

16) 1999年8月2日国旗及び国歌に関する特別委員会。

最終的に内心の自由でしないと言うことは、それはやむを得ないとおもいますけれども、しかしながら、教育をする人間としての義務は果たさなければいけない(中略)。しかし、制約と申し上げているのは、内心の自由であることをしたくない教員が、他の人にも自分はこうだということを押しつけて、他の人にまでいろいろなことを干渉するということは許されないという意味で、合理的な範囲でということを申し上げているのです¹⁷⁾。

②「学校におきましては、国旗・国歌の指導をおこなうにあたりまして、校長は、日頃から職員会議等の場を通じまして、教員との間で国旗・国歌の指導やその意義等につきまして意思疎通あるいは共通理解を図るように努めて、全教員が一致協力して国旗・国歌の指導を行うような学校運営上の配慮を行うことが何よりも大切でございます。」¹⁸⁾

③「私は、教育というのは根本的に先生と児童生徒の信頼関係であり、またそれを生み出すのは先生方同士の信頼関係だと思っています。ですから、職務命令というのは最後のことでありまして、その前に、先生がおっしゃられましたようなさまざまな努力ということはしていかなきゃならないと思っています。」¹⁹⁾

特に当時の有馬文部大臣による上記三つの答弁は、①においては「合理的な範囲で」といい、②においては「全教員が一致協力して……学校運営上の配慮を行う」といい、ついに③にいたって「職務命令というのは最後のこと」と漏らしている。①②は、強い立場の者が弱い立場のものに求める「理解」や「配慮」であり、なぜか「内心の自由であることをしたくない教員が、他の人にも自分はこうだということを押しつけて、他の人にまでいろいろなことを干渉するということは許されない」という。質問の趣旨のすり替えであり、ある意味本音が出ていると解される。注目されるのは、後に検討するように、特に東京都で徹底的に行われている卒業式における国歌斉唱の際に起立しない高校教員に対する「職務命令」を肯定していることである。

このように見てくると、現在の教育基本法「改正」は、自民党にとっては至極当然のものとして主張されていることが明らかである。「愛国心」を確認するためのメルクマールとしての国旗・国歌について法制度を整えたからこそ、教育基本法改正に取り組むことができたことがわかる。さらに、すでに1（1）において若干の指摘は行ったが、これらの変容は、学習指導要領の変化にも現れている。教育基本法「改正」案の「愛国心」概念考察と関連する限りで、若干の検討を行う。

17) 1999年8月4日文教委委員会。

18) 同前。

19) 1999年8月6日国旗及び国歌に関する特別委員会。

(3) 学習指導要領の変容

学習指導要領は、中教審が「中間報告」を出した2002年におよび2003年に改訂されている²⁰⁾。この時期の改訂については、いわゆる「ゆとり教育」をもたらした弊害が指摘され、実際にそういった問題点があるのは確かであるが、むしろ問題は次の点にあると解される。

すなわち、小学校・中学校・高等学校いずれの学習指導要領も、第1章総則の「第1教育課程編成の一般方針」の2において、学校における道徳教育について述べている。すなわち、「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、(中略)主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする」というのである。いくつかの問題点を指摘してみよう。

第一に、教育基本法及び学校教育法が並列的に挙げられていること。後述するように、教育基本法は、まさに「基本法」として、一定の準憲法的価値を持つ法律であると主張されることもある²¹⁾ことからすれば、この並列的提示には問題があると解される。

第二に、教育が、価値教育であるか、真理教育であるか、(あるいは教育がそれ自体価値である)といった教育学における議論の蓄積²²⁾は前提した上で、なお、なぜ日本国憲法との関係が捨象されているのかという疑問が残る。もちろんこの点は、教育基本法において日本国憲法とのかかわりが宣言されているのであるから、それで必要にして充分であるとの回答も可能かもしれない。この点は、後述する。

第三に、「教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づいて、なぜ「主体性のある日本人を育成」ができるのか疑問である。なにもおかしくはないとの反問はありそうであるが、ここで「日本人」という用語が用いられていることには重大な留保が必要である。すでに指摘したことがあるが²³⁾、日本国憲法は「日本人」概念を排除している。

20) 正確には、小学校および中学校の学習指導要領が1998年12月に告示され、2003年12月に一部改正された。高等学校学習指導要領は1999年に告示されたものが、2002年5月、2003年4月、2003年12月に一部改正されている。なお、学習指導要領における「日の丸」「君が代」に関する文言に関連した一連の訴訟に関する2004年時点での憲法の視点からの考察について、大島佳代子「学校における子どもの人権—日の丸・君が代訴訟が問うもの—」高見勝利・岡田信弘・常本照樹編『日本国憲法解釈の再検討』(有斐閣、2004年)58~74頁を参照。原告のほとんどが教職員であること、訴訟提起の仕方にも一定の工夫をしなければ、違憲判決を勝ち取るのは困難であると指摘している(72~74頁)。

21) 市川須美子「教育基本法制定」『ジュリスト』No. 900(1988.1.1-15)31頁。

22) 簡潔な概観を得られるものとして、日本教育法学会年報、註1前掲(第35号『教育基本法改正の動向』)所収「〔討論〕教育基本法改正問題と国民の教育権」(同67~74頁)参照。

23) 佐藤潤一『日本国憲法における「国民」概念の限界と「市民」概念の可能性—「外国人法制」の憲法的統制に向けて—』(専修大学出版局、2004年)第1部参照。そこでも指摘してお

民族的な観点が入りがちな「日本人」ではなく、「国民」「日本国民」概念を用いているのである。そして、教育基本法においても、その点は共通しているのである。

けれども、(1)(2)で見てきたような背景に鑑みると、実際の法段階を逆転させて、学習指導要領⇒教育基本法⇒日本国憲法の順に改正を実現させていこうとの自民党の戦略が読み取れるのではなからうか。このような視点からみると、学習指導要領がその冒頭で、極めてうたがわしい道徳教育に関する記述を忍び込ませていることには、重大な疑問があるといわざるを得ない²⁴⁾。

また、国旗・国歌法との関連から見返してみると、学習指導要領の1958年の改訂で、「日の丸」の掲揚、「君が代」斉唱が「望ましい」ものとされ、1977年告示の学習指導要領においては「君が代」が「国歌」として扱われ、それに1989年告示の学習指導要領において、ついに国旗掲揚・国歌斉唱を、「指導するものとする」とされた。すなわち、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」²⁵⁾とされたのである。この点は、現在の学習指導要領においても引き継がれている。

2. 教育基本法「改正」論と、憲法改正議論との関係

(1) 共通因子—愛国心と伝統と「日本人」

以上極めて簡潔であるが、現在の教育基本法「改正」の主張に至る経緯と、すでに出ていた問題点を整理した。ここで、自民党が提案している教育基本法の「改正」案を見てみよう。同「改正」案前文は、次のように規定する。

「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ゝいたように、多くの法律において、「日本国民」の意味で「日本人」概念が不用意に（あるいは意識的に？）用いられているのであり、大日本帝国憲法制定時にまでさかのぼることのできる、施政者の意識を垣間見ることができる。

24) このように述べることは、いわゆる「道徳教育」がまったく不要であるということの意味しない。「日本人」を育成するための「道徳」という限定されすぎた視点が問題なのである。

25) 1989年3月15日文部省告示第24号小学校学習指導要領第4章「特別活動」第3「指導計画の作成と内容の取り扱い」、同告示第25号中学校学習指導要領第4章第3の6、同告示第26号高等学校学習指導要領第3章第3の3。すべてまったく同じ規定である。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。』²⁶⁾

現行教育基本法前文と比較してみよう²⁷⁾。現行法の前文は、次のとおり。

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。』

第一段落は一見なんの変化もないように思われるが、わざわざ日本国憲法への言及を削除している。また、下線部を見比べると、「平和」が「正義」に変わり、公共の精神を尊ぶこと、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するという、それらを単独で見た場合に、一理あると思わせる側面が確かにある。しかしここで言う「正義」は、おそらくは国民保護法(正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」)や武力攻撃事態法(正式には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」)といった、いわゆる「有事法制」を積極的に肯定する「正義」であり、政府与党の現在進行形の政策を支持する「正義」である²⁸⁾。

26) 自民党が名づけた法案名は「教育基本法案」であるが、後に触れる現行教育基本法制定過程の検討に際して紛らわしいこと、またその本質を示すために、ここでは「改正」案と表現している。引用は文部科学省のサイトに掲載されているPDFファイルから行った(出典は、<http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/06042712/003.pdf>である)。なお、以下特に断らない限り、下線による強調は筆者による。

27) 文部科学広報平成18年7月21日第77号4頁に対照表が掲載されている。主な変更箇所について、枠囲いをしたり傍線を付したりしているが、その対照表においては、たとえば本稿でこの後すぐに指摘するような「平和」や「正義」には傍線が付されていないなど、(おそらくは意図的な)ミスリーディングな箇所があることは指摘しておくべきであろう。なお、現行の法律を引用するに際しては、原則として2006(平成18)年版の『小六法』(有斐閣)から行っている。

28) ここで筆者は、政府与党の「正義」を一律に全面否定しているわけではない。けれどもそれは政治的に確定されるべき事柄であって、法律に書き込まれるべき事柄ではないと考える。現行教育基本法8条とほぼ同様の規定が、改正案第14条に規定されているが、「解釈指針」としての前文に照らすと、違った意味が読み取れることになるのではないか、という点を危惧するのである。

なによりも、本稿の問題関心からして重要なのは、改正案下線部の「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す」との文言である。かなり唐突な印象を受ける「伝統」は、すでに見たような、改正案提出に至る背景からすれば当然挿入されることが予測される文言であるが、これが改正案第2条第5号で再び顔を出す。すなわち「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」との規定である²⁹⁾。

自民党の「新憲法草案」前文に、これときわめて類似した文言がある。すなわち、「日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し、自由かつ公正で活力ある社会の発展と国民福祉の充実を図り、教育の振興と文化の創造及び地方自治の発展を重視する」という、同草案前文第3段の文言中の、下線を引いた部分である。

いずれにも共通するのは、「日本人の伝統」や、「愛国心」という語句を直接には用いていないことである。けれども、一見して明らかなのは、多少不自然な文言であっても、いわんとすることは、「日本の国土と政府（天皇を含む）を守る責務」が重要だとの主張である。教育基本法「改正」案の「我が国と郷土を愛する」にいう「国」は、郷土とは異なる「国」である以上、政府であり、天皇を含む統治機構と解されるし、「新憲法草案」の「帰属する国や社会」も、「社会」を自らが所属するコミュニティと解するにせよ、郷土を指すものと解するにせよ、そこにいう「国」は、上に述べたのと同様に解される。

いずれにせよ、このような規定の仕方は、「前文に道德規範を盛り込み、それを国民の自己拘束規範として提示するという手法」³⁰⁾であり、そこで示された道德規範が、憲法ないし法律本文で、国民の行動規範として示されるものである。そこでは憲法と法律の、本来ありうべき緊張関係が意図的に捨象され、権力を持つものにとって実に都合の良い体制が現出することになる。ここで節を改め、戦後提唱されてきた憲法改正案の潮流との関係について考察することにする。

（2）憲法改正案の潮流との関係

これまで日本で提唱されてきた憲法改正案は、太平洋戦争直後のわずかな例外を除いて、

29) この文言は、2006年4月13日に、与党教育基本法改正に関する協議会が出した「教育基本法に盛り込むべき項目と内容について(最終報告)」で示されていたものと全く同じである。

同報告は<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo_0/gijiroku/001/06042704/001.htm>で入手できる。

30) 成嶋隆「『教育基本法案』逐条批判」(註2前掲)222頁。

与党に属する政治家、ないしは与党に同調する学者などによって提唱されてきた。大きな特徴は、ほとんどが全面改正案であり、1960年代終わりごろまでは、大日本帝国憲法への復古調がその中心的提案であったのに比して、1980年代からは、いわゆる新自由主義の立場から、改正が主張されることがあったことであろう。そしてそのようないずれの改正提案においても共通していたのが、日本ないし日本人の伝統を強調すること、そのことと深く結びついた「愛国心」の強調であった³¹⁾。

そのような潮流は、一見あまり復古調でない自民党が現に提案している「新憲法草案」においても現れていると解される。本心では「愛国心」という言葉を盛り込みたいが、それをそのまま盛り込んだのでは、実際に賛同が得られにくいと判断しているものと解される。しかし、かなりの無理をして「愛国心」という言葉を用いていないために、そもそも日本語としてあまり美しいとは言えない表現になってしまっているのは皮肉である。

いずれにせよ、教育基本法「改正」案が、本稿「問題の所在」で引用した政治学の定義からしても、「愛国心」を強調していることは明らかであり、それは憲法改正のこれまでの主張とも、そして自民党による「新憲法草案」とも共通性を持つ特徴であることは改めて述べるまでもないであろう。以下では、このような特徴が、現行教育基本法の制定過程に照らしてみると、あまりにも類似性ある主張がGHQに対して当時の日本政府から主張されていることを確認する。

(3) 現行教育基本法の制定過程

教育基本法は、日本国憲法が施行される1947年5月3日より前の、1947年3月31日に施行されている。すなわち、未だ施行されていない日本国憲法と一体の法律として、いわば準憲法的な地位を持っていると解することもできるのである³²⁾。

31) 日本国憲法の「改正」に関しては、さしあたり、渡辺治『日本国憲法「改正」史』（東京大学社会科学研究所研究叢書・日本評論社、1987年）、同『憲法「改正」の争点』（旬報社、2002年）の参照を請う。特に後者は改憲に関する豊富な資料を掲載しており、憲法改正について議論を深めるのに極めて有用である。本稿では紙幅の関係でこの点に立ち入ることができないので、他日を期したい。

32) 1976年5月21日の、いわゆる旭川学テ（いわゆる「いっせい学力テスト」を指す）事件判決（最高裁判所大法廷判決、刑集第30巻第5号615頁）は、教育基本法を「憲法に代わって、わが国戦後の教育と教育制度を宣明した中心的地位を占める法律」とする。教育基本法の位置づけについて、簡潔には平原春好「現代日本の教育と教育基本法」平原春好編『教育と教育基本法』（勁草書房、1996年）3～28頁を参照。

なお、2006年9月15日に出された日本弁護士連合会の声明（教育基本法改正法案についての意見）はこのような立場をとる。同声明は<<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/060915.pdf>>から入手できる。

教育基本法の制定過程に目を向けると、そもそも、いわゆる教育勅語（正確には「教育ニ關スル勅語」）の奉読が廃止されたことに対応するか、という観点で、政府側に非常に根強かったことが挙げられる。

1946年6月27日の第90帝国議会衆議院帝国憲法改正案第一読会において、森戸辰男の質問（教育に関する規定は議会の審議を経た法律で定めるべきではないかとの趣旨）に対して、田中耕太郎文部大臣は「第一ハ教育勅語ノ問題デゴザイマス、教育勅語ガ今後ノ倫理教育ノ根本原理トシテイジセラレナケレバナラナイカドウカト云フコトニ付キマシテハ、結論ヲ申上ゲマス、之ヲ廃止スル必要ヲ認メナイバカリデナク、却テ其ノ精神ヲ理解シ昂揚スル必要ガアルト存ズルノデアリマス」と述べ、一応は時代に合わない部分もあるが、といいつつも、「併シ其ノ徳目ノ内容ノ一々ヲ偏見ナク検討致シマス、只今森戸君モ仰セラレマシタヤウニ良イモノデアリマシテ、古今東西ニ通ズル道德律、人倫ノ大本デアリマシテ、特ニ軍国主義的又極端ナ国家主義的要素ハ見受ケラレナイ」として、今後は時代に合わない部分を修正する必要はあるかもしれないが、教育勅語が意義を失ったとか、廃止しなければならないとは考えていない、などと答弁している³³⁾。もっとも同じ答弁で、教育の根本だけでも法令で定めるようにすることが政府の方針であるとも述べており³⁴⁾、第90帝国議会衆議院帝国憲法改正委員会第4回において、杉本勝次の質問に答えて、はっきり「教育根本法」の制定が望ましい旨答弁している³⁵⁾。

田中耕太郎文部大臣は、1946年8月10日に公布された勅令第373号「教育刷新委員会官制」³⁶⁾と、1946年9月7日に決定された教育刷新委員会議事規則³⁷⁾に基づき、教育刷新委員会において、「教育根本法」構想を具体化する方針が固まったのである。

ここで当時の政府にとってなかなか捨てがたかった「教育勅語」（1890（明治23）年10月30日）を見てみることにする。

-
- 33) 鈴木英一・平原春好編『資料 教育基本法50年史』（勁草書房、1998年）249頁より引用。田中耕太郎は学校教育局長の職にあった際に、1946年2月21日の地方教学課長会議の席上において、教育勅語を自然法と位置づけてすらいた（1946年4月の『文部時報』第827号）。
- 34) 鈴木・平原編註33前掲書（『資料 教育基本法50年史』）250頁。
- 35) 鈴木・平原編註33前掲書（『資料 教育基本法50年史』）251頁。このような制定時の事情を踏まえて読むと、田中耕太郎「教育基本法第一条の性格—法と教育との関係の一考察—」『ジュリスト』No. 1（1952.1.1.）が「もし法条は実用を主眼とするものであり、何等かの教育哲学的な理論を表明するものでないとするならば、道德、文化（これは前文及び第2条において言及されているが）、國際的精神というような、教育においてとくに強調したいところの概念も織り込んでもらいたかったと思う」と述べていることは注目される。
- 36) 鈴木・平原編註33前掲書（『資料 教育基本法50年史』）264～265頁。
- 37) 鈴木・平原編註33前掲書（『資料 教育基本法50年史』）266～267頁。

「朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ①徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス②爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重ジ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ③是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民④タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スル⑤ニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセン⑤コトヲ庶幾フ」

天皇の祖先が日本を作ったとの主張が最初にあり (①), 天皇に忠実な「臣民」がみな心をつにして多くの成果を挙げてきたことが「国体」であるとし (②④), いざ戦争が起きたというような非常事態においては公に奉仕して天皇が治める国である日本国を防衛しその発展に寄与すべきことを述べ (③), そういったことを行ってきたのが日本の伝統であり美徳である (⑤) という。「これらの詔勅〔教育勅語および軍人勅諭を指す—引用者註〕の根本的理念が主権在君並びに神話的國体観に基いている事實は、明かに基本的人権を損い、且つ國際信義に対して疑点を残す」(1948年6月19日の衆議院における「教育勅語等排除に關する決議」)のものであり、だからこそ、後に「われらは、さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが国家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はりたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失っている。／しかし教育勅語等が、あるいは従来の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失っている事實を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。」(昭和23年6月19日の参議院における「教育勅語等の失効確認に關する決議」)として完全にその効力を否定されることになったのである³⁸⁾。

教育基本法制定に関する1947年3月19日の第92帝国議会貴族院教育基本法案第一読会において、佐々木惣一議員からやはり教育勅語との関係がどうなるのかについて、また実際に出された政府案(当然実質的にはGHQ/SCAPの案であるが)の逐条的な質問が出

38) なお文中のスラッシュ(／)は、原文の段落を示す。以下においても同様。

され³⁹⁾、澤田牛麿議員からは、そもそも法律で教育の目的を定めること自体が問題なのではないかとの趣旨の質問が出されている⁴⁰⁾。これに金森徳次郎大臣と高橋誠一郎大臣が答弁している。文部大臣であった高橋誠一郎の答弁は「今日の場合、……教育勅語の奉読が廃されて居ります際、一部に於きましては、又国民の可なり大きな部分に於きましては、思想混迷を来たして居りまして、適従する所を知らぬと云ふやうな、状態にあります際に於きまして、法律の形を以て教育の本来の目的其他を規定致しますことは、極めて必要なことではないかと考えたのであります、思想が安定致し、殊に一代の大思想家、大教育家と称せらるべき者が現はれまして、何人も之に従ふやうな大指針が、方針が定められて居りますならば格別でございますが、なかなか斯くの如き者が現はれないと致しまするならば、暫く法律の形を以て教育の目的、其の外を規定致すことが必要ではないかと斯様に考へまし」と答弁し、具体的に第4条や第6条の案文を挙げて日本国憲法を具体化する法律として必要であると答えている⁴¹⁾。

このような当初の議論を踏まえると、教育基本法制定過程で削除された語句の持つ意義が明らかになるし、また削除された語句に着目してみると、興味深い事実があきらかになる。教育法要綱案（1946年9月14日）の時点で削除されたものとして「平和的、民主的な文化国家〔国家社会〕の成員たるにふさはしい日本人」との文言（「民主的文化的な国家及くび>社会の成員としての責任を果たし得るやうな心身共に健全なる国民」と変えられた。<>内は田中耕太郎文書と呼ばれる資料において手書きで挿入されていた語句とされる⁴²⁾）と、「教育の目的は真理を探究し、人格を陶冶し社会の成員たるの自覚を備へたよい日本人を育成することにあること」との文言が挙げられる（こちらは田中耕太郎の文書においては全文削除されている）。

1947年1月30日の教育基本法案で突如出現し（同年1月5日案、1月15日案にはなし）、結局削除された文言として、前文の「伝統を尊重してしかも創造的な」との文言があり、さらにGHQとの折衝の中で削除された文言がある。すなわち、教育の機会均等に関する第3条（1946年11月21日の「会議報告・教育基本法（Report of Conference: Fundamental Law of Education）」）や第10条に規定されていた「法律の定めるところにより as provided by law」（同1946年11月25日）の文言が、完全な権利章典を否定する「驚くべき」⁴³⁾追加と

39) 鈴木・平原編註33前掲書（『資料 教育基本法50年史』）317～323頁。

40) 鈴木・平原編註33前掲書（『資料 教育基本法50年史』）325～328頁。

41) 鈴木・平原編註33前掲書（『資料 教育基本法50年史』）330～331頁。

42) 鈴木・平原編註33前掲書（『資料 教育基本法50年史』）335、337頁。

43) 鈴木・平原編註33前掲書（『資料 教育基本法50年史』）459頁。

して削除されたものであった。3で改めて検討するように、現行教育基本法制定過程で慎重に取り除かれた文言が、ほぼ全て復活しているのが、政府提出の教育基本法「改正」案なのである。

3. 日本国憲法の解釈論から見た問題点

(1) 教育基本法の解釈と日本国憲法

すでに若干ふれたように、現行教育基本法の前文・1条・2条は、①戦前の国家主義的教育の反省にたつて「個人の尊厳」を重んじ、「人格の完成」をめざし、②「平和的な国家及び社会の形成者」としての「国民」の育成を図るもので、③以上のような教育の目的は、学校だけでなく、家庭でも、社会でも追及されるべきであるとするものであった。そして第5条の「男女共学」については、制定時に日本の政府委員が「差別ある平等」でよいのではないかと述べている⁴⁴⁾。このような教育基本法制定時の状況からすれば、第5条は重要かつ必要な規定であると考えられるが、教育基本法「改正」案では削除されている⁴⁵⁾。これらの理念に関しても、日本国憲法との関係が当然重要ではあるが、ここでは立ち入らない⁴⁶⁾。

これまでもっともその解釈が議論されてきたのが、教育基本法第10条の「不当な支配」が何を意味するか、であった。その解釈との関係で、日本国憲法第23条及び第26条の解釈が精緻化されてきたのである。そして、憲法学者によって、教育が教師だけでなく、児童・生徒の内心と深いかわりを持つ行為を行っていることが改めて自覚的に議論されてきているのである⁴⁷⁾。

現行教育基本法の解釈については、(2)において、代表的な判例につき若干検討する

44) Cf., *Brown v. Board of Education* (347 U.S. 483 (1954)).

45) 橋本紀子「日本のジェンダー平等と性教育をめぐる今日的争点—教育基本法「改正」の背景にあるもの—」, 日本教育法学会年報註1前掲(第35号『教育基本法改正の動向』)所収59頁以下参照。

46) 教育基本法の解釈について、比較的最近ものとして、平原春好編註31前掲書(『教育と教育基本法』)所収の諸論考、教育科学研究会/田沼他編註1前掲書(『いま、なぜ教育基本法の改正か』)第III章「キーワードで読む教育基本法」、永井編註1前掲書(『憲法と教育人権』)所収の論考を挙げておく。

47) 成嶋隆「教育と憲法」樋口陽一編『講座憲法学4』(日本評論社、1994年)、戸波江二「国民教育権論の展開」日本教育法学会編『講座現代教育法1 教育法学の展開と21世紀の展望』(三省堂、2001年)、西原、註1前掲書、寺川史朗「教育基本法「改正」論とその効果」日本教育法学会年報、註1前掲(第35号『教育基本法改正の動向』)所収49頁以下など。

際にさらに述べることとし、ここでは教育基本法「改正」案の日本国憲法からみた問題点について一瞥しておこう。

日本国憲法は、第13条で個人の尊重と幸福追求の権利を規定している。この点からすると、教育基本法「改正」案の第1条が「資質」に言及し、第2条が従来学習指導要領で述べられていた内容をほぼ列挙する形で「教育の目標」として示していることは、憲法第13条からみて相当に疑わしいといえる。またすでに触れたように、第2条第5号が「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と規定していることは、あきらかに統治機構及び郷土に対する愛情、すなわち、広義での「愛国心」を教育目標に挙げているといえる。

ここで、そのこと自体が憲法第19条からみて疑わしいのみならず、そこで前提されている「愛国心」が極めて復古的で疑わしいことを重ねて指摘したい。

すなわち、「改正」案は、現行法第5条を削除し（男女共学に関する制定時の状況に関して上述したところを想起せよ）、現行法第10条を第16条1項として、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない（第2項以下略）」と規定した。現行法制定過程において「法律の定めるところにより」との文言の挿入が、権利章典としての意味も持つ教育基本法にとって、その意義を骨抜きにしまうことから、GHQの反対を受けたことからして、あきらかに他の法律において、一見内容をいじっていないようにみえて、大幅な内容変更を行う可能性を明記しておこうとしているものと解される。この点に関して、第164回国会における「教育基本法に関する特別委員会 第4号（平成18年5月26日）」に行われた、教育基本法「改正」案に関する答弁を見てみると、小坂国務大臣が、後述する旭川学テ事件について、共産党の志位和夫委員長の質問に答えて「『また、教基法が前述のように戦前における教育に対する過度の国家的介入、』云々と書いてありますね、先ほど途中でお読みになりましたけれども、（中略）これについては結論としてはそのようにはなっていない、早計だ、こういうふうに判示しているところでございます。／その上で、私どもの現行法、この10条は、今回の規定の中でどのようになっているかということでございますけれども、今回のこの教育行政のことを記述をいたしております第16条に、（中略）抑制的という意味は、『公正かつ適正に行われなければならない。』ということで明確に規定をされているところであります。」と述べている。肝心の「この法律及び他の法律の定めるところにより」が何を意味するかについて全く答えておらず、このような答弁で条文内容

の説明が尽きているとすれば、すなわち改正の必要はないということになる。

また、現行法と「改正」案の前文（および第2条）の比較で示されているように、「日本人」概念こそ用いていないものの、国と郷土に対する「愛」と「伝統」が強調されている。「平和的、民主的な文化国家[国家社会]の成員たるにふさはしい日本人」との文言と、「教育の目的は真理を探究し、人格を陶冶し社会の成員たるの自覚を備へたよい日本人を育成することにあること」との文言が、現行法制定時に突如挿入されては最終的に書き換えられたり削除されたりした経緯と、教育基本法制定時の政府の本音は、教育勅語を極めて肯定的にとらえていたこととあわせ考えると、天皇を君主として考える「伝統」を守る、「君が代」を斉唱し、「日の丸」を掲揚する「日本人」の育成が、「改正」案の意図するところであり、そこで持ち出されている「愛国心」が、patriotismの本来の意味である「郷土に対する愛情」は付け足しで、統治機構に対する忠誠を意味するに過ぎないのではないかと疑わせる。これではドイツで憲法学者によって提起された憲法パトリオティズムを議論する余地すらないと解される⁴⁸⁾。そしてまた、「改正」案における「愛国心」は、「民族の一体性に根ざす愛国心」としてのナショナリズム⁴⁹⁾と渾然一体の、統治機構に対する忠誠心であり、ややもするとショヴィニズムになりかねない危険性をもった概念であると解される。したがって、仮にこの「改正」案が成立すると、日本国憲法に明示的に違反する「基本法」が成立するという、まことに奇妙な事態が現出することになるであろう。

ここで第164回国会「教育基本法に関する特別委員会 第4号」（平成18年5月26日）における、教育勅語に関する答弁を一瞥しておくことにしよう。すなわち、麻生国務大臣は、次のように述べている。「基本的に、今申し上げましたように、少なくとも書いてあるところは、お父さんに孝行しなさい、兄弟は仲よくしなさい、夫婦は仲よくしなさいと、これはみんなまともなことが書いてあるんです、ずっと。だから、全然おかしいところはない、そこだけ読めば。／ところが、『以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ』というところが一番ひっかかる……。そこが国運と書いてあればまだまだ話は違ったものだと思いますけれども、皇運と書いてあるから非常に問題があるのではないかという御指摘は当たっている……。／しかし、これをもって、教育勅語があったから戦争に入ったという、教育勅語と戦争に突入していったという直接の関係はなかなか見出せない……」という。いったい、

48) 憲法パトリオティズムについて立ち入って検討する紙幅はないが、さしあたり、栗城寿夫「立憲主義の現代的理解」『憲法問題4号』（三省堂、1993年）8頁以下、毛利透『民主制の規範理論』（勁草書房、2002年）第1章、石村修「今日の憲法国家における国家目的」同『憲法国家の実現—保障・安全・共生—』（尚学社、2006年）第3章（61頁以下）などを参照。

49) 阿部・内田編註5前掲『現代政治学小事典』「愛国心」の項。

1948年6月19日の衆議院における「教育勅語等排除に関する決議」、昭和23年6月19日の参議院における「教育勅語等の失効確認に関する決議」をどう考えているのか、理解に苦しむ。

さらに同じ委員会において、「愛国心」およびその教育の実施に関して、小坂国務大臣が行った答弁をみてみよう。「……国を愛する心とか、そういった……ことについて評価というものをする、こういうことは行うのかということについては（中略）伝統と文化を尊重し、それをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、そして世界の平和と発展に寄与する態度を養う、このことについて、それらの事柄が総体的に評価できるような評価というものを行う……。／これがそういうふうに行われるためには、やはり学校現場において、教育長やあるいは学校長がそういう認識を持っていたかなきやいけないものですから、私どもは、教育長会議あるいは学校長会議、こういった場において、この教育基本法が皆さんによって成立をさせていただきましたら、現場においてそのような適切な指導が行われるようにそういう場を使って通知していく、こういうことでございます」と述べる。どこかで聞いたような言い回しで、本稿が1（2）で引用した、国旗・国歌法に関する答弁と、極めて類似している。まさにそこから予測されたとおりに、実質上の国旗国歌の強制が教育現場でどんどん強力に行われるようになっているのである⁵⁰⁾。

（2）教育基本法と日本国憲法との関係に関する判例—2006年9月21日東京地方裁判所判決を中心に

現行教育基本法は、すでに触れたように、教育が「不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」とする第10条第1項の解釈について、憲法第23条や憲法第26条との関係からさまざまな議論が行われてきている。

1976年5月21日の、いわゆる旭川学テ事件判決⁵¹⁾は、いわゆる「いっせい学力テスト（学力調査）」が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項に照らして適法であるか、憲法上、子どもに対する教育内容の決定権能がどこ、あるいは誰に帰属するか、教育基本法第10条第1項にいう「不当な支配」とはどのような状態になることをいうのか、

50) ここでいう適切な指導には、いわゆる「心のノート」による児童への「指導」も含まれるものと解される。「心のノート」について、簡潔な概観は、高橋哲哉・三宅晶子「対談 これとは『国民精神改造運動』だ—教育基本法『改正』と『心のノート』—」辻井他編註1前掲書（『なぜ変える？教育基本法』）60～85頁参照。

51) 最高裁判所大法廷判決、刑集第30巻第5号615頁。旭川学テ事件について、簡潔には憲法判例百選II〔第4版〕（有斐閣）142事件（内野正幸執筆）およびそこに引用された文献を参照。

などについて多岐にわたる判示を行っている。「玉虫色の判決」などといわれることもあるほどで、判示内容は難解であるが、あえて単純化してみよう。

第一に、教育基本法は憲法と一体の基本原理的法律である。他の法律の解釈運用を指導するものであるが、教育行政機関が教育関係法令の解釈および運用を行うに際しても、教育基本法第10条にいう「不当な支配」にならないような配慮が必要である。

第二に、教育に関する地方自治の原則は、現行教育法制における重要な基本原理の一つである。

第三に、議会制国家は包括的に教育内容決定権限を持つと主張する国側の見解（いわゆる「国家教育権説」）も、それを全面的に否定する説（親及びその付託を受けた教師を中心とする国民全体であり、国は教育の条件整備の任務を追うにとどまるとする説：国民教育権説）もともに極端・一方的であると断ずる。現代国家は、「子どもの成長に対する社会公共の利益と関心にこたえるため、必要かつ相当と認められる範囲において、教育内容についてもこれを決定する権能を有するものと解さざるをえない」。そして（少なくとも当時の）学習指導要領は「教師による創造的かつ弾力的な教育の余地……が十分残されており、なお全国的な大綱的基準としての性格をもつものと認められる」と判示するのである。

問題は学習指導要領に関する判示である。この判示は、一人歩きしてしまった。その典型的な影響として挙げられるのが1990年1月18日の、いわゆる伝習館高校事件⁵²⁾である。学習指導要領違反等を主たる理由に懲戒免職処分を受けることは、旭川学テ事件判決の趣旨に照らして、憲法23条・26条に違反しない旨判示した。

さて、では「日の丸」の掲揚、「君が代」の斉唱に関する裁判はどのような判示がなされたのだろうか。従来この点に関して提起された訴訟は、まず憲法判断が下されたのが、管見の限りでは8件あり、もっとも最近の1件をのぞいて、違憲の主張は認められていない⁵³⁾。

ここでは2006年9月21日の東京地方裁判所判決を検討する。本件のみが、東京都教育委員会（以下「都教委」と略す）の「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」（15教指企第569号）（以下「本件通達」と略す）に基づく校長の職務命令に基づき、「原告らが勤務する学校の入学式、卒業式等の式典会場において、会場の

52) 最高裁判所第一小法廷，昭和59（行ツ）第45号行政処分取り消し請求事件（判例時報1337号3頁・判例タイムズ719号72頁）。本判決について，簡潔には憲法判例百選II〔第4版〕（有斐閣）143事件（野上修一執筆）およびそこに引用された文献を参照。

53) 大島，註20前掲論文。

指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する義務のないことを確認」し、また別の原告について、同様の職務命令に基づいて「勤務する学校の入学式、卒業式等の式典の国歌斉唱の際に、ピアノ伴奏義務のないことを確認」し、さらに「本件通達に基づく校長の職務命令に基づき、上記原告らが勤務する学校の入学式、卒業式等の式典の国歌斉唱の際に、ピアノ伴奏をしないことを理由として、いかなる処分もしてはならない」と判示して、明確に日本国憲法19条違反を下している⁵⁴⁾。

本件で都教委から発せられた「通知」は、次のようなものである。すなわち、東京都教育庁指導部長E1（以下「E1指導部長」という。）は、1998年11月9日に都立高等学校長らに対して出されたもので、「『公立小・中・高等学校における入学式及び卒業式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査について（通知）』」（10教指企第247号）を發し、前記調査結果を通知するとともに学習指導要領に基づき入学式及び卒業式における国旗掲揚及び国歌斉唱の指導を徹底するよう通知した。さらに、E1指導部長は、平成10年11月20日、各都立高等学校長に対し、『入学式及び卒業式などにおける国旗掲揚及び国歌斉唱の指導の徹底について（通知）』（10教指高第161号）を發し、学習指導要領及び次のような内容の実施指針に基づき入学式及び卒業式における国旗掲揚及び国歌斉唱の指導を徹底するよう通知した⁵⁵⁾。すなわち、「都立高等学校における国旗掲揚及び国歌斉唱に関する実施指針」は、「1 国旗の掲揚について／入学式や卒業式などにおける国旗の取扱いは、次のとおりとする。なお、都旗を併せて掲揚することが望ましい」としたうえで、「（1）国旗の掲揚場所等 /ア 式典会場の正面に掲げる。／イ 屋外における掲揚については、掲揚塔、校門、玄関等、国旗の掲揚状況が生徒、保護者、その他来校者に十分に認知できる場所に掲揚する」。「（2）国旗を掲揚する時間 /式典当日の生徒の始業時刻から終業時刻までとする」。「2 国歌の斉唱について」。「入学式や卒業式などにおける国歌の取扱いは、次のとおりとする。／（1）式次第に『国歌斉唱』を記載する。／（2）式典の司会者が『国歌斉唱』と発声する⁵⁶⁾。この「実施指針」には、裁量の余地が全くない類のものであることは、一瞥すれば明らかである。さらに文部省（当時）は、一部の都道府県及び政令指定都市においては国旗掲揚及び国歌斉唱の実施率が低かった⁵⁷⁾

54) 裁判所のサイト<<http://www.courts.go.jp/>>から入手した判決文（PDFファイル）はA4サイズで70頁に及ぶ。以上の判示（主文）は、2006年9月21日東京地方裁判所判決1～2頁。以下「2006年9月21日東京地方裁判所判決〇頁」という形式で引用する。

55) 2006年9月21日東京地方裁判所判決27～28頁。

56) 2006年9月21日東京地方裁判所判決28頁。

57) 判決は、文部省の調査によると、国旗掲揚率は1998年度の卒業式で92.3%、翌年度の入学式が95.0%で、「同入学式についてみれば三重県（91.9%）、奈良県（93.3%）に次ぐ低い実

めに、「平成11年9月17日、都道府県、政令指定都市教育長らに対し『学校における国旗及び国歌に関する指導について（通知）』（文初小第145号）を発し、入学式及び卒業式における国旗掲揚及び国歌斉唱について指導をより徹底するよう通知した」⁵⁸⁾。また、「被告都教委教育長Fは、平成11年10月19日、都立高等学校の各校長に対し、『入学式及び卒業式における国旗掲揚及び国歌斉唱の指導について（通達）』（11教指高第203号）を発し、学習指導要領及び前記ア（ウ）の実施指針〔上記で引用した『都立高等学校における国旗掲揚及び国歌斉唱に関する実施指針』を指す—引用者註〕に基づき、入学式及び卒業式における国旗掲揚及び国歌斉唱を実施するよう通達した。前記通達には、①教職員に対しては、入学式及び卒業式における国旗掲揚及び国歌斉唱の指導の意義について、学習指導要領に基づき説明し、理解を求めるよう努めるとともに、併せて、国旗・国歌法制定の趣旨を説明すること、②生徒に対しては、国際社会に生きる日本人としての自覚及び我が国のみならず他国の国旗及び国歌に対する正しい認識とそれらを尊重する態度が重要であることを十分説明すること、③保護者に対しては、学校教育において、生徒に国旗及び国歌に対する正しい認識やそれらを尊重する態度の育成が求められていること、学校は入学式及び卒業式において国旗掲揚及び国歌斉唱の指導を学習指導要領に基づき行う必要があることなどを時機をとらえて説明すること、④校長が国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に当たり職務命令を発した場合において、教職員が式典の準備業務を拒否した場合、又は式典に参加せず式典中の生徒指導を行わない場合は、服務上の責任を問われることがあることを教職員に周知することなどが明記されていた。なお、上記通達は、被告都教委の校長に対する職務命令という扱いではなかった」⁵⁹⁾。このような経緯を経て、ほぼ国旗掲揚の実施率が100%になったところで、その後も東京都教育庁は毎年実施された実施率に関する文部科学省の調査を受けて、「都立学校等卒業式・入学式対策本部」を設置し、国旗掲揚・国歌斉唱の不十分な、あるいはそれを実施しない教員に対する職務命令を通じての実施率の上昇を図り、あわせて「処分」も行ったものである⁶⁰⁾。

以上のような事実を認定した上で、まず本件訴えが形式的要件を満たしているか否かに

「施率であった」（2006年9月21日東京地方裁判所判決29頁）というが、素朴な実感としては決して上記下線部のように「低い」とはとても思えない実施率である。確かに「都立高校の国歌斉唱率」は、1998年度の卒業式が7.2%、翌年度の入学式が5.9%であり、「同入学式についてみれば三重県の3.2%に次ぐ低い実施率であり、全国平均85.2%を大きく下回るものであった」（同前）という評価も一応肯んじ得るのであるが。

58) 2006年9月21日東京地方裁判所判決28～29頁。

59) 2006年9月21日東京地方裁判所判決29～30頁。

60) 2006年9月21日東京地方裁判所判決29～50頁参照。

つき述べている。原告らの被告都教委に対する請求は、いわゆる無名抗告訴訟であって、公的義務の不存在確認請求、ならびに予防的不作為請求からなる（一部請求は平成16年法律第84号による改正後の行政事件訴訟法3条7項、37条の4に基づく「差止めの訴え」である⁶¹⁾。「ところで、具体的・現実的な紛争の解決を目的とする現行訴訟制度のもとにおいては、義務違反の結果として将来何らかの不利益処分を受けるおそれがあるというだけでは、事前に上記義務の存否の確定、これに基づく処分の発動の差止めを求めることが当然のものとして許されているわけではない。しかしながら、当該義務の履行によって侵害を受ける権利の性質及びその侵害の程度、違反に対する制裁としての不利益処分の現実性及びその内容又は性質等に照らし、上記処分を受けてからこれに関する訴訟の中で事後的に義務の存否、処分の適否を争ったのでは回復し難い重大な損害を被るおそれがあるなど、事前の救済を認めなければ著しく不相当となる特段の事情がある場合には、紛争の成熟性が認められるから、あらかじめ上記のような義務の存否の確定、これに基づく処分の発動の差止めを求める法律上の利益を認めることができるものと解するのが相当である」⁶²⁾として、1972年11月30日の「永野勤評事件」（最高裁判所第1小法廷判決、民集26巻9号1746頁）に拠って訴えを認め、あわせて、このような認定に関して、平成16年改正後の行政事件訴訟法3条7項、同法37条の4第1項・第2項の規定も同趣旨であるとする⁶³⁾。そのうえで「在職中の原告らは、今後も被告都教委から本件通達に基づく指導を受けた校長から入学式、卒業式等の式典において国歌斉唱時に起立して国歌を斉唱すること、ピアノ伴奏をすることについての職務命令を受けること、同職務命令を拒否した場合に上記のとおり懲戒処分を受け、再発防止研修の受講を命じられること、定年退職後に再雇用を希望しても拒否されることはいずれも確実であると推認することができる。そうだとすると、在職中の原告らは、懲戒処分等の強制の下、自己の信念に従って入学式、卒業式等の式典において国歌斉唱時に起立して国歌を斉唱すること、ピアノ伴奏をすることについての職務命令を拒否するか、自己の信念に反して上記職務命令に従うかの岐路に立たされることになるのであって、……上記職務命令が違法であった場合に侵害を受ける権利は、思想・良心の自由等の精神的自由権にかかわる権利であるから、権利侵害があった後に、処分取消請求、慰謝料請求等ができるとしても、そもそも事後的救済には馴染みにくい権利であるということが出来るうえ、入学式、卒業式等の式典が毎年繰り返されることに照らすと、その侵害の程度も看過し難いものがあるということが出来る」⁶⁴⁾と認定した。さらに判決

61) 2006年9月21日東京地方裁判所判決50頁。

62) 2006年9月21日東京地方裁判所判決50～51頁。

63) 2006年9月21日東京地方裁判所判決51頁。

64) 2006年9月21日東京地方裁判所判決52頁。

は重ねて「在職中の原告らが侵害を受ける権利の性質及びその侵害の程度、違反に対する制裁としての不利益処分の確実性、不利益処分内容及び性質に照らすと、在職中の原告らが本件通達に基づく校長の職務命令に反したとして行われるであろう懲戒処分の取消訴訟等の中で、事後的に、入学式、卒業式等の式典において、国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する義務、ピアノ伴奏をする義務の存否及び当該処分の適否を争ったのでは、回復し難い重大な損害を被るおそれがあると認めことができ、事前の救済を認めないことを著しく不相当とする特段の事情がある」⁶⁵⁾と認定する。本件でこのような判断がなされたのは、都教委が戒告、減給、停職といった、かなり厳しい懲戒処分を行ってきたことから、「処分の差止めを求める法律上の利益がないということは困難である」⁶⁶⁾からである。

なお注意すべきは、本判決は、先に触れたいわゆる「旭川学テ事件」最高裁判決および「伝習館高校事件」最高裁判決を踏襲して、学習指導要領に法的効力を認めていることである⁶⁷⁾。ただし、「国の教育行政機関が、法律の授権に基づいて普通教育の内容及び方法について遵守すべき基準を設定する場合には、上記のとおり教育の自主性尊重の見地のほか、教育に関する地方自治の原則をも考慮すると、教育における機会均等の確保と全国的な一定の水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的な基準に止めるべきものと解するのが相当である。そうだとすると、学習指導要領の個別の条項が、上記大綱の基準を逸脱し、内容的にも教職員に対し一方的な一定の理論や観念を生徒に教え込むことを強制するようなものである場合には、教育基本法10条1項所定の不当な支配に該当するものとして、法規としての性質を否定するのが相当である。(最大判昭和51年5月21日刑集30巻5号615頁、最一判平成2年1月18日集民159号1頁参照)」⁶⁸⁾と判示していることが注目される。

「もっとも、学習指導要領の国旗・国歌条項の法的効力は、……その内容が教育の自主性尊重、教育における機会均等の確保と全国的な一定水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的な基準を定めるものであり、かつ、教職員に対し一方的な一定の理論や理念を生徒に教え込むことを強制しないとの解釈の下で認められるものである。したがって、学習指導要領の国旗・国歌条項が、このような解釈を超えて、教職員に対し、入学式、卒業式等の式典において国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し、国歌を斉

65) 2006年9月21日東京地方裁判所判決53頁。

66) 同前。

67) 2006年9月21日東京地方裁判所判決58～61頁。

68) 2006年9月21日東京地裁判決60～61頁。

唱する義務、ピアノ伴奏をする義務を負わせているものであると解することは困難である」⁶⁹⁾ことから、結論として次のように判示する。すなわち、「国旗・国歌法の制定・施行されている現行法下において、生徒に、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長させるために、国旗、国歌に対する正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことである。そして、学校における入学式、卒業式等の式典は、生徒に対し、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わさせ、新しい生活への動機付けを行い、集団への所属感を深めさせる意味で貴重な機会というべきである。このような入学式、卒業式等の式典の意義、役割を考えると、これら式典において、国旗を掲げ、国歌を斉唱することは有意義なものといえることができる。しかし、他方で、このような式典において、国旗、国歌に対し、宗教上の信仰に準ずる世界観、主義、主張に基づいて、国旗に向かって起立したくない教職員、国歌を斉唱したくない教職員、国歌のピアノ伴奏をしたくない教職員がいることもまた現実である。このような場合において、起立したくない教職員、斉唱したくない教職員、ピアノ伴奏したくない教職員に対し、懲戒処分をしてまで起立させ、斉唱等させることは、いわば、少数者の思想良心の自由を侵害し、行き過ぎた措置であると思料する次第である。国旗、国歌は、国民に対し強制するのではなく、自然のうちに国民の間に定着させるというのが国旗・国歌法の制度趣旨であり、学習指導要領の国旗・国歌条項の理念と考えられる。これら国旗・国歌法の制度趣旨等に照らすと、本件通達及びこれに基づく各校長の原告ら教職員に対する職務命令は違法である」⁷⁰⁾。

以上若干冗長ではあるが、画期的な意義を有すると解される判決であることから、紹介も兼ねて引用してきた。引用中下線を引いた部分が、特に注目に値する。

すなわち、本件は、学習指導要領に大綱的基準としての法的効力を認めた上で、本件のような事情の下で、個別具体的な「義務」を教職員に課すことは、教育基本法10条1項にいう「不当な支配」にあたり、かつ、日本国憲法第19条の「思想・良心の自由の侵害」にあたりと明確にし、上記では引用していないが、損害賠償をも認めている⁷¹⁾ことが、本件判示の意義である。

他方で、愛国心教育それ自体を、本判決は否定していない。これは、従来の、学習指導要領を法的拘束力あるものと理解する枠組みを維持した以上、言及せざるをえなかったものである、と解することもできるかもしれない。しかし、国旗・国歌法に関して、すでに

69) 2006年9月21日東京地方裁判所判決61頁。

70) 2006年9月21日東京地方裁判所判決69～70頁。

71) 2006年9月21日東京地方裁判所判決68～69頁。

言及したように、強制にわたらないことが条件とされていたにもかかわらず本件裁判が提起されるに至った経緯を考えると、このような言及は、将来的に判決が「国歌斉唱・伴奏強制は憲法19条からみて問題がある」とした主張とは独立の効果を持ってしまうことが十分考えられるのであって、全面的に肯定できる判決であるというわけではないことには注意が必要であろう。

結局、学習指導要領の改訂によって培われてきた「愛国心」（それもある程度特殊な）が法段階からすれば上位規範を侵食しつつある過程が現在の状況であり、教育基本法「改正」案もそのような観点から批判的に考察されなければならないことを、本判決は示しているものとも解される。

結語—憲法改正議論との連関を中心に

本稿でここまで縷々述べてきたように、教育基本法「改正」案の持つ問題点は、自民党「新憲法草案」の問題点との関連性が極めて強い。自民党の「草案」は、その一番の特徴は、一見すると穏当な「部分改正」に見えつつ、なによりも憲法学の観点から注目されるのは、改正の容易化が図られていることである。

すなわち、「第96条（改正）」として、「この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議に基づき、各議院の総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票において、その過半数の賛成を必要とする」（第1項）とし、「憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体であるものとして、直ちに憲法改正を公布する」（第2項）と規定している。

現行日本国憲法は第96条で「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする」（第1項）と規定し、「憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する」（第2項）とされる。特に第2項は実質的な違いは何もないといえるが、自民党「新憲法草案」第96条第1項は、「衆議院又は参議院の議員の発議に基づき、各議院の総議員の過半数の賛成で議決」できることを定めており、この点諸外国の規定と比べてみても過度に改正を容易にしているものと解される⁷²⁾。各議委員の総議員の過半数の賛成であれば、現在の与党である自民

72) 一例としてアメリカの憲法改正条項を一瞥しておく。アメリカ合衆国憲法第5条（憲法修

党は、将来的に自らの好むように憲法の内容を改正して行くことができると考えているのであろう。したがって、この点が最大の問題であると解される。

第二に、すでに述べたように、従来の「愛国心」や「日本の伝統」の強調が背後に隠れていることである。他方で教育基本法「改正」案では「伝統」がやたらと顔を出す。これは法律レベルでなんとかしよう、との与党自民党の考えが如実に現れているものと解される。このような教育基本法「改正」案と「新憲法草案」との関係は、自衛隊法制の確立と内閣法制局による、ある意味「芸術的」な日本国憲法に「反しない」との言明の積み重ねと、「新憲法草案」による後追い承認を試みようとする、という日本国憲法第9条にかかわる問題と共通している、というよりも一体のものであると解される。すなわち、いざとなれば「兵士」として「国」を守る「日本人」を教育を通じて育て、その活躍する条件を「有事法制」として整備しようとするものである。

本稿では、教育基本法「改正」案に対する批判を、特に「愛国心」教育という観点から行ってきた。けれども、「教育基本法」さえ守ればよい、あるいは「教育基本法」さえ変えればよい、という態度は、いずれも不適切であると解される⁷³⁾。そのような態度は、日本国憲法を、実際にその欠点に目を瞑ってでも絶対に守らなければならない、と主張する

正)は、連邦議会の両議院の3分の2以上が必要と認めるときに憲法修正を發議する。また、連邦議会は、全州の3分の2の議会の要求があるとき、修正を發議するための憲法會議を招集しなければならない。「いずれの場合でも、修正は、全州の4分の3の議会で承認されたとき、あらゆる意味において完全にこの憲法の一部としての効力を有する。いずれの承認方法をとるかは、連邦議会在が決定することができる。〔以下略〕」と規定する。日本よりはるかに憲法を改正しにくい規定となっている。なお、訳文は、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第3版〕』有信堂、2005年所収に拠った。

73)「教育価値の選択の問題も、政治権力から区別された社会過程における『自律的調整』に委ねられるべき」で、原則として「教育内容の編成は、一般国政ルートではなく“文化的自治のルート”によるべき」である（成嶋隆「教育と憲法」樋口陽一編『講座憲法学4』（日本評論社、1994年）120頁）との主張と、『日本国憲法の基本価値』を教えるという場合には、最高法規としての日本国憲法に基づいて教育するという意味と、日本国憲法のなかに内在している普遍的な基本価値を教えるという二つの意味がある。天皇主権に基づく非民主的な明治憲法の時代に、『憲法に基づく教育を』と主張することはできない（戸波江二「国民教育権論の展開」日本教育法学会編『講座現代教育法1 教育法学の展開と21世紀の展望』（三省堂、2001年）124頁）とを対比して、寺川史朗「教育基本法「改正」論とその効果」日本教育法学会年報、註1前掲（第35号『教育基本法改正の動向』）56頁以下は、前者を教育の「自由」を重視する理想追求型、後者を教育の「公」共性を重視する現実路線型と位置づける。その上で教育それ自体を「価値」とみなし、価値の「教え込み」に懐疑的な態度をとることで、日本国憲法26条が日本国憲法第19条を侵害する可能性に言及する寺川説は興味深い。

立場、逆に憲法さえ変えればすべての社会的な不安が解消する、といったような立場と共通するものであって、いずれも不適切である。

そもそも近代国家における憲法、すなわち立憲的意味の憲法は、いうまでもなく本来権力者を規制するものである⁷⁴⁾。また、本質的に、価値の押し付けを伴うものであってはならないし、そもそもそれは不可能事に属するはずなのである⁷⁵⁾。日本国憲法第19条は内心の自由を保障し、第26条は教育を受ける権利を規定する。教育基本法「改正」案（およびそれと実質的に歩調を合わせている自民党「新憲法草案」）は、たとえば現に日本に在住し、教育を受けている、教育を受けざるを得ない外国人児童・外国人生徒のことを考慮に入れているとはとうてい考えられない。立憲主義的意味の憲法が有する（有すべき）「価値」、(テキストとしての)日本国憲法から読み取ることのできる「価値」と、「教育」におけるそれらと一致する「価値」の扱い方は、そのやり方いかんによっては大きな可能性を秘めているものと解される。

本稿で検討してきたように、現在審議されている教育基本法「改正」案は、「愛国心」をそうとは記さずに取り入れようとし、さらに「伝統」の語にこだわっている。ここで1929年、つまり昭和4年5月31日に下された治安維持法違反被告事件の大審院判決が、このような現象に対する興味深い説明を与える逆説に注目したい。すなわち、「國體ノ本質意義ヲ決定スヘキ最大唯一ノ權威アリ教育勅語之レナリ」「之レ実ニ國體ノ意義ヲ究明シ尽シ得テ疑問ノ余地ナシ之レニ拠テ之レヲ見レハ何人モ『國體トハ傳統的風俗慣習道德ノ謂ナリ』ト的確ニ答フルコトヲ得ヘシ」⁷⁶⁾と。これで教育勅語に「こだわる」教育基本法「改正」案提唱者が「伝統」の語にこだわる意味が明確になる。果たしてこのような独特の「愛国心」へのこだわりはパトリオティズムそのものなのであろうか、それともナショナリズムの歪んだ表出なのであろうか⁷⁷⁾。

74) 日本国憲法第99条参照。

75) 立憲主義について、さしあたり次の諸文献を参照。長谷部恭男『比較不能な価値の迷路—リベラル・デモクラシーの憲法理論—』（東京大学出版会、2000年）、同『憲法と平和を問いなおす』（筑摩書房、2004年）、同『憲法とは何か』（岩波書店、2006年）、愛敬浩二『近代立憲主義思想の原像 ジョン・ロック政治思想と現代憲法学』（法律文化社、2003年）、同『改憲問題』（筑摩書房、2006年）。

76) 阿部照哉・佐藤幸治・宮田豊編『憲法資料集』（有信堂、1966年）508頁より引用。

77) この点、すでに中教審の最終答申が出された時点での「教育基本法は、教育勅語に代わる道徳訓から、他の基本法と同様の教育改革に関わる政府の基本的方向づけや諸般の施策を宣明するようなプログラム法に変質させるほうがよいのではないかと考える」（成田頼明「教育基本法のこれから—中教審最終答申提出を契機に」『ジュリスト』No. 1247（2003.6.15.）4頁）との見解は重要であろう。

ナショナリズムも既に触れたように多義的である。

丸山真男が述べたように、Nationalismや、Principle of nationalityの訳語としての「国民主義の主張はその本性上個性的たがざるをえず、国民主義の発言形態のうちに当該国民国家の形成過程の特質は最も明瞭に刻印される」⁷⁸⁾。「国民が自らを政治的統一体として意識し、もしくは意欲するに至るまでには、通常それが単に自然的ないはば植物的な存在として生存を続けて来た長い時代が先行してゐたのである。もとよりその際にでも人間が一定の土地に代々定着してゐたことによつて自然にその土地乃至風俗に対して懐くに至つた愛着の念といった様なものは遠い過去からあつたに違ひない。しかしかうした本能的な郷土愛は国民意識を培ふ源泉ではあつても、それは直ちに政治的国民を造りあげる力とはならぬ」⁷⁹⁾。「いづれにせよ、国民主義が……国民の伝習的な生存形態との矛盾衝突をも賭して自らを形成するといふことはとりもなほさず、政治的国民意識が自然的自生的存在ではなく、その発生が一定の歴史的條件にかかつてゐることを示してゐる。国民は一定の歴史的発展段階に於いてなんらか外的刺戟を契機として、従前の環境的依存よりの、多かれ少なかれ自覚的な轉換によつて自己を政治的国民にまで高める。通常この轉換を決意せしめる外的刺戟となるのが外国勢力でありいはゆる外患なのである」⁸⁰⁾。他方でベネディクト・アンダーソンは、すでに形成されたナショナリズムの肯定的側面を描き出している⁸¹⁾。

自民党の「教育基本法案」は、ベネディクト・アンダーソンが肯定的に描くナショナリズムを都合よく改変し、丸山真男が述べたような、ナショナリズムの危険性を意図的に無視しているものと思われぬ。自民党の「教育基本法案」は、権力者にとってだけ都合のよい「愛国心」を、多面的なナショナリズムの一部の側面だけを切り取って肯定するものとなっていると評価することができよう。3（2）で述べたように、2006年9月21日東京地裁判決は、一定の画期性を有してはいるものの、このような意味での「愛国心」が考え直されるべき問題性をもっていることが意識されておらず、したがって、かかる意味では全面的に肯定することができるわけではない。

以上自民党「教育基本法案」を中心に、現在政府・与党が懐いていると解される「愛国心」について若干の考察を行ってきたが、多面的で複雑な「愛国心」それ自体への切り込みは、結局本稿においてはほとんど行えなかった⁸²⁾。本稿の検討を踏まえ、ナショナリズム

78) 丸山真男『日本政治思想史研究』（東京大学出版局、1983年〔新装第1版〕）322頁。

79) 同前。

80) 丸山註78前掲書（『日本政治思想史研究』）323頁。傍点は原文のもの。

81) ベネディクト・アンダーソン著、白石さや・白石隆訳『増補 想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』（NTT出版株式会社、1997年）第3章「愛国心と人種主義」を参照。

82) たとえば鈴木邦男『愛国者は信用できるか』（講談社、2006年）のような体験的な著作を

ムやパトリオティズムの研究との連関をも視野に入れ、筆者なりの「愛国心」論をまとめることが、今後の（道は遠いであろうが）課題である⁸³⁾。

も参考に、分析を進めるべきであったかもしれないが、もはや紙幅が尽きた。

83) 本稿は、2006年9月10日に大阪産業大学で行われた日本科学者会議大阪産業大学分会の勉強会で行った報告に、当日の質疑などを踏まえて、大幅に加筆したものである。2006年10月末までの事情を踏まえているが、本稿が公になるころには、自民党案による「改正」が成立している可能性もある。(校正中の2006年12月15日、参議院で教育基本法の改正が可決した。)